

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	徳島県阿南市

## 阿南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島県阿南市産業部農林水産課  
所在地 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3  
電話番号 0884-22-1598  
FAX番号 0884-23-4944  
メールアドレス nourin@city.anan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県阿南市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	タケノコ、水稻	414a / 1,128 千円
サル	果樹（みかん他）、タケノコ	174a / 851 千円
シカ	水稻、果樹（すだち、みかん他）、スギ	107a / 564 千円
カワウ	アユ	98,750 千円

(2) 被害の傾向

1. イノシシ 7月から9月にかけて水稻被害が多くあり、11月から4月にかけては、タケノコ被害が見受けられる。
2. サル 年間通してあり、果樹の被害や市街地での人的被害も見受けられる。新野や福井で増加傾向にある。
3. シカ 年間通してあり、水稻被害やスギの皮剥ぎ被害が多く見受けられる。
4. カワウ 那賀川において春から秋にかけてアユ等の川魚へ発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	414a 1,128,000 円	331a 902,400 円
サル	174a 851,000 円	139a 680,800 円
シカ	107a 564,000 円	86a 451,200 円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市が保有する捕獲檻の貸出や市内各地区駆除班による有害鳥獣の捕獲を実施している。有害鳥獣駆除については、捕獲活動経費や報償費の支払いを	猟友会員の高齢化が進み、次世代を担う狩猟者が少ない。また、ジビエ加工処理施設への搬入体制の強化が必要である。

	し、捕獲を推進することにより被害の軽減を行っている。 捕獲鳥獣については、埋設、自家消費、令和4年度からは、ジビエ加工処理施設に搬入することが可能となっている。	
防護柵の設置等に関する取組	阿南市農作物鳥獣被害防止対策協議会が主体となり、鳥獣被害防止総合対策を活用し、防護柵を設置している。また、市単独鳥獣被害防止対策事業を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置に要する経費へ支援を行っている。	設置した電気柵及び防護柵の維持管理が不十分な箇所があり、定期的な点検が必要である。また、柵の設置が個人単位で行われており、設置方法、箇所等について、集落単位で設置する必要がある。
生息環境管理その他の取組	該当なし	

#### (5) 今後の取組方針

市の単独補助事業を活用し、電気柵等の設置に対する支援を行う。また、市猟友会へ有害鳥獣捕獲依頼や捕獲檻の貸出を行い、有害鳥獣の捕獲を推進していく。
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除を実施する。
--------------

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ サル シカ	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。
6	イノシシ サル シカ	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。
7	イノシシ サル シカ	市が所有する捕獲檻の貸出や市単独による被害対策設備導入に対し助成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
直近3カ年の捕獲実績、イノシシ、シカ、サルは適正管理計画、その他鳥獣については、同第13次鳥獣保護計画に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	500	500	500
シカ	1,350	1,400	1,450
サル	120	100	100
カワウ	300	300	300

捕獲等の取組内容
シカ、イノシシ、サル、カワウについては、被害発生時に銃器等を用い有害鳥獣捕獲を行う。対象区域は、阿南市全域等、被害の状況に応じて実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃や空気銃でイノシシやシカを捕獲しようとするると取り逃がしてしまう危険性が高いため、ライフル銃による捕獲で確実に捕獲できる必要があるため。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ、シカ	侵入防止柵 10,000m	侵入防止柵 10,000m	侵入防止柵 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ、シカ	市単事業補助金を用いて、侵入防止柵の設置や鳥獣	市単事業補助金を用いて、侵入防止柵の設置や鳥獣	市単事業補助金を用いて、侵入防止柵の設置や鳥獣

	被害防止対策交付金によって設定された侵入防止柵を集落単位で管理し、被害防止を図る。	被害防止対策交付金によって設定された侵入防止柵を集落単位で管理し、被害防止を図る。	被害防止対策交付金によって設定された侵入防止柵を集落単位で管理し、被害防止を図る。
--	---	---	---

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
		該当なし

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
阿南市	有害鳥獣捕獲の許可
徳島県南部総合県民局環境担当	有害鳥獣に関する助言、指導
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣に関する助言、指導
阿南市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
阿南署生活安全課	有害鳥獣に関する情報提供、助言、指導
鳥獣保護員	鳥獣保護に関する助言、指導

##### (2) 緊急時の連絡体制

住民からの目撃情報 ↓ 阿南市農林水産課、阿南署、南部総合県民局 ↓ 関係機関
---

#### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカは、埋設処理または食肉として捕獲者自身が活用。 あなんジビエ振興協議会が運営する食肉加工処理施設への搬入を行い、食肉として活用する。
--

#### 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

##### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし
--------------------------------------	----

(2) 処理加工施設の取組

あなんジビエ振興協議会(民営団体)が運営する加工処理施設において捕獲鳥獣を地域資源として利活用し、地域振興につなげる。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	阿南市農作物鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
阿南農業協同組合	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整、有害鳥獣関連情報の提供、被害対策の助言・技術指導
東とくしま農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害対策の助言・技術指導
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣関連情報の提供、被害状況調査の取りまとめ、被害対策の助言・技術指導
徳島県南部総合県民局環境担当	有害鳥獣関連情報の提供
徳島南部農業共済組合	被害対策設備の導入支援、被害状況調査の実施
阿南市農林水産課	国・県の被害対策事業の実施、市単独鳥獣被害防止対策事業の推進、有害鳥獣捕獲許可

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
阿南市猟友会	有害鳥獣の捕獲・駆除
那賀川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

阿南市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、平成26年6月9日に設置済み。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と連携を図り、鳥獣の生息状況や被害の状況の把握に努め、鳥獣被害防止に関する効果的な対策等について情報交換を行う。